

労働Q&A (法定労働時間)

労働時間は法律で決まっているの？

Q 私の会社の勤務時間は、月曜から金曜は、9時から18時まで、土曜は9時から12時までと決められています。月曜から金曜は、昼の12時から13時までが休憩時間となっていますが、ほかの会社に比べて労働時間が多いような気がします。問題は無いのでしょうか。

A 法定の労働時間は、原則として、休憩時間を除き、1日8時間、1週40時間が上限です。(労働基準法第32条)

■ 週40時間の例外

右の原則に対し、常用労働者が9人以下の事業所は、次のよ

うに特例措置が設けられています。なお、9人以下かつうかは、企業全体ではなく、事務所や工場など個々の事業場ごとに判断されます。(労働基準法施行規則第25条の2)

○1週44時間まで：
物品の販売・配給・保管・賃貸、理容の事業、映画の映写、演劇その他興行の事業、病者・虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業、旅館、料理店、飲食店、接客業、娯楽場の事業

■ こんな対応を！

今回の事例では、1日の実労働時間は最大で8時間、1週間では43時間です。「週40時間の例

外」に該当しない場合は、週の労働時間が基準をオーバーしてしまいますので、事業主に対して改善を申し入れましょう。事業主が改善に応じられない場合には、労働基準法違反として、労働基準監督署に相談しましょう。実労働時間が法定労働時間を超える場合、使用者には、その超える部分を時間外労働として、割増賃金を支払う義務があります。時間外労働の要件を満たさない場合(36協定が締結されていない等)は、労働基準法違反として使用者に罰則が適用されます。

◎ 問い合わせ

商業振興課 金融・労政係
☎40・7102
FAX 26・6244

発達障害ってなんだろう?⑤

～毎年4月2日は世界自閉症啓発デー～

国連総会で、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、全世界で自閉症を理解してもらう取り組みが行われています。日本でも4月2日～8日を発達障害啓発週間として、各地でシンポジウムの開催やランドマークのブルーライトアップ等の活動が行われています。

佐賀でも昨年4月2日に、啓発のためのウォーキングが開催され、多くの方が青いものを身につけて参加されました。

多くの人々に自閉症をはじめとする発達障害について理解してもらうことが、発達障害のある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながります。



◎ 問い合わせ
本庁 障がい福祉課
☎40・7255 FAX 25・5440

平成25年度 児童の食事状況調査結果報告

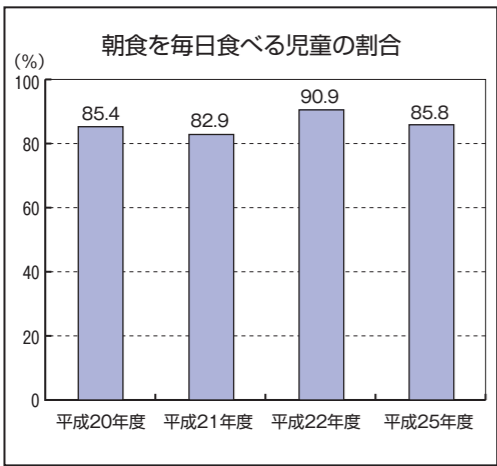
児童の食事状況を調査し、食の指導・教育に活用し、児童の正しい食習慣の育成に役立てるため、佐賀市では食事状況調査を行っています。

今回、市内の小学5年生200人を対象に行った調査結果の一部を報告します。調査への協力ありがとうございました。調査結果を基に、今後の食育指導・教育に取り組みたいと思います。

① 朝食をきちんと食べよう

朝食の摂取頻度は、「毎日朝食を食べる」と答えた児童が8割程度でした。1日の良いスタートをきるためにも、朝食をしっかりとって頭と体を目覚めさせましょう。

また、朝食の内容も重要です。主食(ごはん・パンなど)+主菜(卵・魚・肉料理など)+副菜(野菜料理・汁物など)という食事バランスが整うと、学校の授業にもより集中できるといいます。

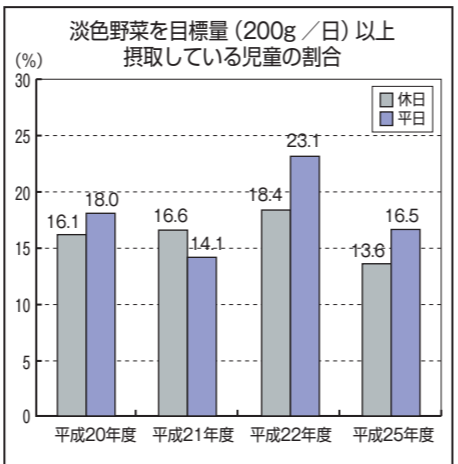
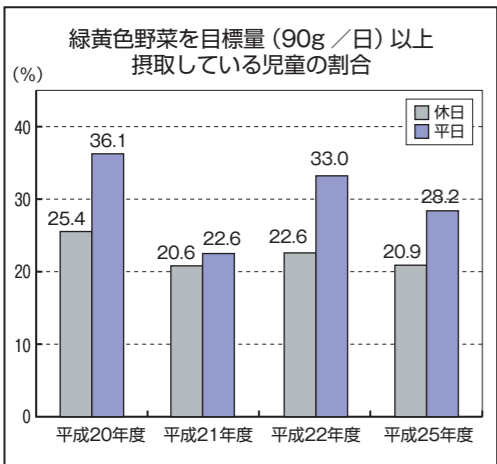


② 野菜をもっと食べよう

【摂取目標量：緑黄色野菜90グラム、その他の野菜200グラム】

「野菜を十分食べている」と思っている児童は全体の6割程度でしたが、実際に目標量以上の野菜を食べている児童は全体の2割程度でした。特に休日不足の傾向にあるので、家庭での野菜摂取を意識することが必要です。火を通すと、かさも減りたくさん食べられるので、いろいろな調理方法でいただきます。

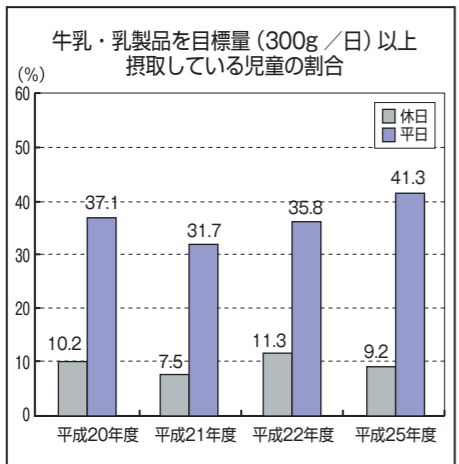
学校では地産地消の教育の一環として給食に地元野菜を使うように努めており、子どもたちにも地元の野菜はおいしいと評判です。



③ 牛乳・乳製品を摂ろう

【摂取目標量：1日当たり300グラム】

平日は毎日給食で牛乳を飲みますが、休日はその分を家庭で飲んでいないため、毎年「休日」の摂取量が不足しています。丈夫な骨や歯を作るためにはカルシウムは欠かせません。特に牛乳・乳製品は、他の食品よりもカルシウムの吸収率がよいのでおすすめです。



あなたの人権 わたしの人権

インターネットと人権

私が最初にインターネットに接続したのは、8年ぐらいい前になります。画面上をあちこち動き回って情報を得て楽しんだり、懸賞に応募したりしました。

しかしそのうち、不自然に画面が固まったり、差出人不明のメールが届くようになったり、自分ではどうしてよいかわからず、怖い思いをしたことがあります。

インターネットは、たくさんの知りたい情報をすぐに知ることができると便利な手段です。また、いろいろな人との交流の場でもあり、その利用者数は、年々増加しており、現代の社会には欠かせないものの一つといえます。しかしその反面、おもしろ半分には他人への中傷や侮蔑、差別的な書き込みをしたり、気軽に流してしまつた個人情報をもとで、ストーリー行為や犯罪に巻き込まれたりといった事例が起きています。

インターネットは、個人の意見を自由に表現できる場として利用されていますが、実際に暮らす社会と同じように、自らの発言に責任をもち、人を不快に

させるような発言をしないように努めたいものです。

インターネット上での悪質な人権侵害を減らすためには、掲載されている情報を鵜呑みにせず、正しい情報を自ら選び取るなどの使用上のモラルを持つことが大切だと思います。

私たちの世界を広げてくれる現代に欠かせないものだからこそ、インターネットに関わる人権問題について考えてみませんか。

(社会同和教育指導員・大島信行)
※市ホームページにも掲載しています。

◎ 問い合わせ

人権・向和政策課
人権啓発係(ほほえみ館内)
☎40・7367
FAX 34・4549

宝くじ助成で 防災用資機材を整備

八戸溝自主防災会(平川静雄会長)では、宝くじの助成を活用して、防災用資機材を整備されました。八戸溝自主防災会では、日ごろからの資機材を利用した訓練を実施し、減災活動に取り組まれています。



■ 自主防災組織を結成しましょう

自主防災組織とは、地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちのまちは自分たちで守る」ために活動する組織のことです。市では、結成に向けてのアドバイスや、出前講座の開催、活動費用の助成など、自主防災組織の結成や活動を支援しています。

◎ 問い合わせ
佐賀市教育委員会 学事課 保健体育係
☎40・73557 FAX 26・7378

◎ 問い合わせ
本庁 消防防災課 防災係
☎40・7013 FAX 24・3187